

社保シリーズ

外傷歯への暫間固定

9

社保研究部

暫間固定装置の「簡単なもの」と「複雑なもの」の取扱いについて歯周治療と外傷の症例を用いて解説したい。

症例解説

この患者は歯周治療の開始直後に、外傷による歯槽骨骨折が発生したため、歯周治療を一時中断し、整復固定した骨折部位の改善を見極めて再開したケースである。

口腔内には暫間固定装置が二つ装着されている。一つは、歯周基本治療に用いるエナメルボンドシステムの装置で「簡単なもの」300点、もう一つは、歯槽骨骨折に伴う結紮の固定装置で「複雑なもの」530点である。後者の530点の場合、装着材料料が算定できる。症例では、固定源と固定対象歯の合計数が3歯なので16×3となる。

さて、歯槽骨骨折に伴う整復を剥離などして観血的に施術した場合、骨折の範囲が1～2歯のときは1300点を、3歯以上の場合は2700点を算定する。従手などによって非観血的に施術した場合は、1～2歯のときは680点を、3歯以上の場合は1300点を算定する。

また、症例では応需体勢を解いた後に連絡を受けて外傷への処置をしていることから、時間外加算が算定できる。対象になるのは再診料への加算65点、150点以上の処置・手術料に対する100分の40加算で、暫間固定（複雑）、歯槽骨骨折観血的整復術が対象になる。この150点以上の処置・手術とは個別点数で判定するのではなく、一連の行為であれば合算して判定する。例えば、急化P u l病名で充填物を除去し抜髄をした場合、除去料15点も時間外加算の対象になる。

- 〈レセプト記載の留意点〉

 - 処置・手術のその他欄

「歯槽骨骨折観血的整復術 1300×1 T F i x 530×1」
 「時間外加算 1830×40/100」
 - 摘要欄

「3千3エナメルボンド法で固定」
 「2度来院×1」
 「時間外 暫間固定、歯槽骨骨折観血的整復術」
 とそれぞれ記載が必要。

暫間固定装置

	1 ～ 3 歯	4 歯以上	備考
歯周外科を伴う場合	—	530点 ※	固定源を歯数に数えない
歯周外科を伴わない場合	330点 ※		歯数の制限はない
外傷による場合	530点 ※		

※エナメルボンドシステムの場合300点または500点となる。レジン床固定法や連続鉤固定法の場合は680点を算定する。

部 位	傷 病 名	診療開始日
$\frac{4+3}{7-3} \mid \frac{3-5}{3-5}$	P ₁	21年4月1日
$\frac{7-5}{2+2} \mid \frac{4-7}{267}$	P ₂	21年4月1日
1部	歯槽骨骨折	21年4月8日
〔主訴〕ブラッシング時に出血する。硬いものが噛み辛い。		
〔所見〕2千2骨縁下ポケットあり、下顎前歯部動揺（+）		

月 日	部 位	療 法 ・ 処 置	点 数
4 / 1		初診	182
		パノラマX－R a y（オルソ）	317
		全顎にわたり水平的歯槽骨の吸収を認める。特に	/
		下顎2千2は歯槽骨が歯根の3分の1程度。	/
	$\frac{7+7}{7+7}$	P基検<検査結果略>	200
		歯管<文書提供>	130
		継続管理の希望を確認し、同意を得る。	/
		歯清	60
	3千3	T F i x（エナメルボンド法）下顎3千3固定源とする	300
4 / 4		再診	40
	$\frac{7+7}{7+7}$	S C（62+42×2）	146
		実地指 下顎前歯部中心にした清掃指導を指示。	80
4 / 6		再診	40
	$\frac{7+7}{7+7}$	S C（62+42×2）	146
		再診＋時間外加算（40+65）	105
		午後7時、診療を終えて診療所を出ようとした時に	/
		「転倒して前歯を打った」との電話が入り、診療体	/
		勢を再度整え、午後7時30分から治療開始。	/
		1]の舌側変位を認める。	/
	1]	X－R a y（D）1 F	48
		歯根膜空隙が拡大している。	/
		浸麻（O A＋2％キシレステンシN A C t 1.5ml）	/
		歯槽骨骨折観血的整復術	1300
		骨片除去。鉗子でもとの位置に歯牙を整復。歯冠乳	/
		頭を頬舌的に2糸縫合。止血確認。	/
	$\frac{21}{21} \mid 1$	暫間固定（530+16×3）	578
		ツイストワイヤーで結紮し、スーパーボンドで固定	/
		時間外加算（1300+530）×40／100	732
		E P T（電氣的歯髓診断）反応不明瞭。	/
		処方箋料	68
		㊦フロモックス錠100mg 3 T分3×3日	/
		㊦ロキソニン錠60mg 1 T×5回	/
4 / 8		再診<文書提供>	40
	1]	症状の安定を確認。疼痛なし。	/
4 / 15		再診	40
	1]	歯肉はほぼ治っている。	/
4 / 27		再診	40
	1]	歯肉安定し治癒している。抜糸。	/
		E P T反応が出てきた。	/
4 / 30		再診	40
	$\frac{21}{21} \mid 1$	暫間固定除去	30
		次回から歯周治療を再開する。	/
4月分 7日分 4,662点			

症状の変化や偶発的な事故などで再来院した場合には改めて再診料が算定できる。

歯肉粘膜を剥離するなど観血的に歯槽骨の整復を図った場合に算定する。

エナメルボンド法ではないので、装置の装着料に加え装着材料料も算定できる。

時間外には処置・手術の合計点数に100分の40が加算できる。

歯管を算定している場合は治療計画が変更になったときに改めて情報提供する。